

## 令和4年度 佐賀県事業者育成支援事業業務委託仕様書

### 1 業務名

令和4年度 佐賀県事業者育成支援事業業務

### 2 業務目的

公益財団法人佐賀県産業振興機構さが県産品流通デザイン公社（以下、「公社」という）においては、県内食品関連事業者を対象に佐賀県フェアの開催、また大手卸を通じた販路開拓の支援など、大都市圏での販売支援を行っている。

県内食品関連事業者に対し、売り先を見据えた商品ブラッシュアップや新たな販路開拓への取組み方等を重点的に専門的見地から支援することで、県内事業者の意識改革、経営スキルの向上、商品開発意欲の促進等を図る。

また、支援した事業者の商品や成功事例を併せて周知することで、販売力を高める成功モデルを創り出すことを目的とする。

### 3 業務摘要

県内食品関連事業者を対象に、3社程度を重点支援事業者として選定し、次の業務を通じて経営力向上や競争力強化を支援する。

各支援メニューについては、各々を単発的に実施するのではなく、参加事業者や実施時期、各支援メニューを相互にリンクさせ、より効果的な取組みとなるように企画・運営すること。

また、重点支援事業者に対し、各支援の趣旨や内容を事前に十分に説明し理解を得ること。

#### (1) 重点支援事業者決定のための選定会開催 ※全事業者対象

重点支援事業者決定のための審査会を開催する。

なお、応募対象者や応募条件等について、次のように想定している。

##### ① 応募対象

県内加工食品事業者（製造・加工・販売者に限る）

##### ② 応募条件及び審査方法

受託者と協議の上、決定

##### ③ 選定事業者 3社程度

##### ④ その他

選定事業者や商品は、カテゴリーが偏らないように十分留意すること。

#### (2) 専門家等派遣 ※重点支援事業者対象

重点支援事業者に対し、受託者または専門家等が、通年にわたってアドバイス等を行う。

##### ① 支援内容

重点支援事業者に対し、専門家等を派遣して支援を行うこと。

##### ② その他

・重点支援事業者、専門家等及び公社との連絡調整を行い、派遣日程の確定及び重点支援事業者の進捗状況を管理すること。

・公社は、専門家等派遣中の不慮の事故や災害に対して、一切の責任を負わないものとし、受託者の責任で対応すること。

(3) 提案型支援メニュー ※全事業者対象

本事業の目的達成のために、より効果的な手法があれば、受託者と協議の上、実施する。

4 業務実施体制

- (1) 業務の履行にあたり、効果的かつ効率的な業務実施体制を整えること。
- (2) 専任者を充てる必要はないが、本業務を優先的に行える人材を充てること。
- (3) 公社や支援対象事業者からの問い合わせに随時対応できる体制を整備すること。

5 成果物

本業務委託によって制作された以下のものについては、成果物として公社へ提出すること。

- (1) 実績報告書（紙媒体、データ）
- (2) その他公社と受託者が合意の上、成果物として提出を求めるもの

6 その他

- (1) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、公社と受託者の協議により公社が認めたときは、この限りではない。  
なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ公社に対して、再委託する業務の内容、再委託先を報告し、承認を得ること。
- (2) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、公社の定める「公益財団法人佐賀県産業振興機構個人情報保護規程」を遵守すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては公社と十分に協議し、公社の了承を得て行うこと。
- (4) 仕様書について疑義が生じた場合については、公社と受注者が協議して定めるものとする。